エコキーパー事業所認定制度

地球温暖化対策に取り組む事業所を県が認定する制度です



栃木県では、事業所における自主的な地球温暖化対策を促進するため、 事業活動において地球温暖化対策(節電、節水など)に関し優れた取組を 実施している事業所を、「エコキーパー事業所」として認定しています。

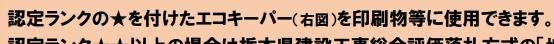
- 対象 栃木県に所在し、地球温暖化対策に関し優れた取組を実施している事業所
- 認定要件地球温暖化対策(節電、節水など)の取組状況に応じ、「★」「★★」「★★★」の3ランクに区分して認定します。

The state of the s			
認定ランク	認定要件		
	基本的な取組	発展的な取組	温室効果ガスの削減状況等
★ランク		-	温室効果ガス排出削減チャレンジ宣言*1
★★ ランク	節電、節水などの 7項目実施	5項目以上実施	前年度比削減率の平均が 0% 以上* ²
★★★ ランク			" 1% 以上** ²

※1 温室効果ガスの削減に至らなかった事業所において、今後、削減取組に努める意思を表明していただくものです。 ※2 過去3年度分の前年度比削減率の平均値。排出量又は原単位(生産量や延床面積等当たりの排出量)で判断します。

~認定を受けるメリット~

認定事業所について、県のホームページで広く県民に紹介します。



認定ランク★★以上の場合は栃木県建設工事総合評価落札方式の「地域活動の実績」で加点対象となります。

一部の金融機関で融資を受ける際に優遇制度を利用できます。

《認定申請の方法》

県ホームページ「エコキーパー事業所認定制度」から認定申請書を ダウンロードして「手引き」を参考に作成の上、県に提出してください。



エコキーパー 栃木県

【認定申請書の提出先】

持参/郵送:〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県環境森林部 地球温暖化対策課 計画推進担当

メール : chikyu-ondanka@pref.tochigi.lg.jp

よくあるご質問

- 新規で認定を受けたいが、手続きの流れは。 Q1
- A 1 認定までの流れは以下のとおりです。

なお、今年度から新規認定申請は随時受け付けることとしました。

認定申請書の 作成

県に提出

書類審査等

認定

認定申請書は県 HP から ダウンロードできます。 同 HP に掲載されている 手引きを参考に作成して ・取組の状況が分かる資料 ください。

【提出物】

認定申請書に以下の書類を添付

- ・温室効果ガス排出量計算シート で審査します。

要件を満たしているか、 書類に不備がないかを県

なお、必要に応じて、現地確 認をさせていただく場合が あります。

県から認定書を送付しま すので、事業所内に掲示 してください。

- Q2 温室効果ガス削減率の算定はどうやるの。
- A2 県 HP に掲載されている「温室効果ガス排出量シート」で、燃料や電気の使用量を入 力すれば、排出量が自動計算されます。
- O3 認定要件にある「基本的な取組」とは。
- Α3 「基本的な取組」は以下の7つです。エコキーパー制度の認定を受けるためには、 これらすべての項目を実施している必要があります。(詳しくは、手引き2~3ページ)
 - ①温室効果ガスの排出状況の把握
 - ②エアコンの温度の適切な管理
 - ③使用しない部屋の照明の消灯
 - ④事務用機器等の使用しない時間帯における主電源の遮断
 - ⑤近い階への移動時の階段利用の推奨
 - 6節水
 - ⑦廃棄物、資源ごみの分別回収

「温室効果ガス排出量計算シート」

「取組の状況が分かる資料」の例

- ・エアコンの温度の適切な設定を 定めたマニュアル
- ・消灯、節水、エレベーターの使用抑制 を呼びかける掲示物
- ・分別された状況のごみ箱

など、状況が確認できる書類ま たは写真等を添付してください。 「発展的な取組」も同様です。

- Q4 エコキーパー事業所認定の有効期間は?
- A4 認定した年度の3年後の11月末日までです。
 - 例) 令和2(2020) 年6月認定 ⇒ 令和5年(2023) 年11月30日まで有効 なお、更新の際は、毎年6月から8月末までの受付期間中に認定申請書をご提出くだ さい。